

# 米沢市立第五中学校 運動部活動の在り方に関する方針

## 1 はじめに

学校教育の一環として行われる部活動指導においては、生徒の多様な体験を充実させたり、健全な成長を促したり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。

しかしながら、部活動の過熱化による長時間の活動がもたらす生徒への身体的・精神的負担や教員の業務負担の軽減の観点からも、望ましい部活動環境の構築が求められている。

本方針は、米沢市における運動部活動の在り方に関する方針に基づき、本校の生徒が心身の調和のとれた発達をし、家族との団らんや地域活動の機会を尊重できるよう、学校、家庭、地域のスポーツ関係者等が連携を図りながら、望ましい運動部活動の在り方を推進するための取組みを定めるものである。

## 2 運動部活動の基本方針

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- (4) 学校と地域が運動部活動について協働・融合して取り組めるよう検討していく。

## 3 運動部活動の休養日及び活動時間について

- (1) 休養日
  - ① 平日は、1日（定時退校日）以上の休養日を設ける。
  - ② 週休日は、1日（土曜日・日曜日）以上の休養日を設ける。
  - ③ 各種大会や練習試合、施設使用の関係で、週休日の両日に活動を行わなければならない場合は、定時退校日の他、平日に1日休養日を設ける。
- (2) 活動時間
  - ① 平日の活動時間は、2時間程度とする。
  - ② 週休日等の活動時間は、3時間程度とする。
  - ③ 学校の休業日（週休日、休日、長期休業日）の練習試合や合同練習会等も同様の活動時間とする。
  - ④ 中体連主催大会前に特別強化期間等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替え、活動計画に示す。
- (3) 長期休業中の休養日について
  - ① 長期休業中は学校週5日制の趣旨と生徒の健康を留意し、土曜日・日曜日・祝日を休養日とする。
  - ② ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。
  - ③ 各種大会や練習試合等がある場合は、週2日の休養日を設けるよう配慮する。
- (4) 始業前練習について
  - ① 始業前の部活動及び自主練習等は行わない。
  - ② 校長が中体連主催大会前や活動場所の割当等の事情があると認める場合は、一定期間において、始業前練習の実施をすることができるものとする。ただし、学習が始まる前の時間帯

であることを考慮した内容や強度となるよう計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。

#### (5) その他

- ① 定期テスト前の3日間は、部活動休止日とする。
- ② 実力テストの前日は、部活動休止日とする。
- ③ 部活動への参加は、第3学年における中学校体育連盟主催の大会出場が終了するか、東北大会、全国大会に出場する場合は、その期間までとする。

### 4 学校管理下外の生徒の活動について

- (1) 部活動顧問は、部員が学校外のクラブ等に所属して活動している実態を把握する。
- (2) 部活動顧問は、保護者が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者が単独で練習会（クラブ活動）を主催することのないよう保護者の理解と協力を得る。
- (3) 部活動顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ」の活動が、学校の運動部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の運動部活動と地域スポーツクラブの活動日・活動時間を合わせても、上記2の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるように調整を図る。
- (4) 部活動顧問は、上記に示したような「地域スポーツクラブ」への部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になつたりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

### 5 大会参加、県外遠征等について

- (1) 主催者が中学校体育連盟以外の大会参加や練習試合等の参加は、原則として県内で行うものとする。
- (2) 前項にかかわらず上位大会進出に伴い、実施地が県外にあるときの大会参加や県外遠征、宿泊を要する合宿等を実施するときは、実施計画書を添えて、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

### 6 その他

- (1) 部活動運営委員会を設置し、各運動部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努める。
- (2) 部活動の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。
- (3) 部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。
- (4) 吹奏楽部等の文化部は、文化部活動の在り方に関する方針が策定されるまで、本方針に準じて活動を行う。